

届出対象行為の適用除外事項

家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採や農業、林業を営むために行う行為、景観重要公共施設の整備として行う行為など、以下の行為は「届出対象行為」から除外されます。(景観法第16条第7項を参照)

行為の制限及び届出対象行為の適用除外事項

1. 景観法第16条第7項第1号に掲げるもの

■通常の管理行為、軽易な行為

■その他の行為で景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）第8条で定めるもの

1号 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

2号 仮設の工作物の建設等

3号 次に掲げる木竹の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

ニ 仮植した木竹の伐採

ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

4号 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等

(3) 木竹の伐採

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）

(5) 特定照明

ハ 農業、林業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの

(1) 建築物の建築等

(2) 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等

(3) 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置

(4) 土地の開墾

(5) 森林の皆伐

(6) 水面の埋立て又は干拓

2. 景観法第16条第7項第2号から第10号までに掲げるもの

- 2号 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 3号 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- 4号 景観計画に第8条第2項第四号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 5号 景観重要公共施設について、第8条第2項第4号ハ(1)から(7)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
 ※(4)・(5)・(6)・(7)は、津波・海岸・港湾・漁港に関する事項のため省略。
 (1) 道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準
 (2) 河川法第24条、第25条、第26条第1項又は第27条第1項(これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む。)の許可の基準
 (3) 都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準
- 6号 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- 7号 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第4号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 8号 第61条第1項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
- 9号 景観計画に定められた工作物の建設等の制限の全てについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- 10号 地区計画等(都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第1号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同法第32条第2項第2号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、歴史的風致維持向上地区整備計画(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第31条第2項第1号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第九条第二項第一号に規定する沿道地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。))又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。)が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

3. 景観法第 16 条第 7 項第 11 号に掲げるもの：その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

■政令第 10 条で定めるもの

- 1号 景観計画に定められた開発行為又は第 21 条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第 73 条第 1 項又は第 75 条第 2 項の規定に基づく条例で第 22 条第 3 号イ又はロ（第 24 条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 2号 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第 75 条第一項の規定に基づく条例で第 23 条第 1 項第 1 号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 3号 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 43 条第 1 項若しくは第 125 条第 1 項の許可若しくは同法第 81 条第 1 項の届出に係る行為、同法第 167 条第 1 項の通知に係る同項第 6 号の行為若しくは同法第 168 条第 1 項の同意に係る同項第 1 号の行為又は文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 4 条第 2 項の許可若しくは同条第 5 項の協議に係る行為
- 4号 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 4 条又は第 5 条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

■独自に定めるもの

- ① 期間が 90 日を超えて継続しない屋外における物件の堆積
- ② 電柱類および携帯基地局（通信鉄塔）の新築、アンテナ・機器類の増築、改築（取替）
- ③ 有害鳥獣侵入防止用のフェンス・柵および生垣
- ④ 歴史的・伝統的に認識・継承されている神社・寺院や地域住民から親しまれ、地域のランドマークとして親しまれているもの
- ⑤ 景観形成基準に適合しない場合においても、「添田町景観審議会」の協議を経て本町の景観形成に寄与する又は景観上支障がないと判断されたもの。
- ⑥ その他、景観形成上必要である又は公益上やむを得ないと町長が認めるもの